

# 山形県高等学校新人大会開催基準要項

## 1 趣 旨

高等学校教育活動の一環として高校生に広くスポーツ実践の機会を与え、競技力向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図り、心身ともに健全な高校生を育成するとともに、高校生相互の親睦を図る。

## 2 主 催

山形県高等学校新人体育大会（以下「大会」という）の主催は、山形県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という）、山形県教育委員会、(公財)山形県体育協会とする。

## 3 共 催

大会の共催は、大会開催地（教育委員会も含む）とし、必要に応じて開催地競技団体等を含むことができる。

## 4 主 管

大会の主管は、本連盟各専門部、開催地区高等学校体育連盟とし、必要に応じて開催地競技団体等を含むことができる。

## 5 大会の開催及び期間

(1) 大会の時期は原則として、次の2期とする。（土曜日を起算として）

前期 10月第2週 土曜・日曜日

後期 11月第1週 土曜・日曜日

(2) 大会の開催地は、村山地区・最北地区を原則とする。

(3) 大会の日数は2日以内とする。第1日目の開始時刻は10時30分以降とし、第2日目の終了時刻は15時頃とする。第1日目の10時30分以前には監督会議・開始式等を実施しないものとする。

## 6 大会開催の決定

大会の期日・場所及び規模については、本連盟専門部が原案を立案し、理事会において決定する。

## 7 競技運営

各競技の運営は、本連盟各専門部が県の各競技団体と提携してこれにあたる。

## 8 大会の規模

(1) 開催競技は次のとおりとする。

陸上競技	体操	ソフトテニス	卓球	バスケットボール
バレーボール	サッカー	ソフトボール	バドミントン	柔道
剣道	相撲	水泳	登山	ハンドボール
レスリング	弓道	ボクシング	フェンシング	ウエイトリフティング
自転車	空手道	テニス	ホッケー	ボート
ヨット	ラグビーフットボール	アーチェリー	なぎなた	カーヌー
ライフル射撃	少林寺拳法			

- (2) 競技方法は、各競技別学校対抗とする。
- (3) 各競技の参加人数は、大会期間中に競技が終了できる数を限度とする。

## 9 大会参加資格

- (1) 参加者は、本連盟に加盟している高等学校生徒で、全日制は2年生以下、定時制は3年生以下とする。なお、通信制は定時制に準ずるものとする。
- (2) チームの構成において、全日制課程、定時制課程、通信制課程の生徒の混成は認めない。

## 10 大会実施要項

大会実施要項は本連盟各専門部が作成し、本連盟事務局に提出後、各学校に1カ月前までに送付するものとする。なお、申込期限は大会期日の2週間前とする。

## 11 競技別実施要項の記載内容

- (1)主催           (2) 共催           (3) 主管           (4) 実施期日       (5) 会場
- (6) 競技規則・競技方法       (7) 参加区画       (8) 参加人数       (9) 申込方法
- (10) 参加料

## 12 大会参加料

- (1) 大会参加者は参加料を納入する。
- (2) 参加料の額は、本連盟の理事会で立案し、評議員会で決定する。
- (3) 参加料は本大会の運営費にあてる。

## 13 表 彰

各競技とも第3位まで賞状を授与する。

## 14 大会経費

大会運営のための経費は、本連盟負担金・共催負担金・参加料・寄付金等でまかなう。

## 15 宿 泊

- (1) 大会参加者の宿泊は1泊とし、配宿については各専門部の開催地区委員長が旅館組合と協議して行うものとする。なお、配宿にあたっては、同地区で同期日に開催される競技の申込日が同日になるよう、開催地区の各専門委員長が連携を取るものとする。
- (2) 宿泊料金は、県内スポーツ・文化関係大会宿泊料金に準ずる。

## 附 則

- 平成 3年度より施行
- 平成 9年 2月20日一部改正
- 平成15年 4月23日一部改正
- 平成22年 4月23日一部改正
- 平成24年 2月17日一部改正
- 平成25年 4月26日一部改正